

国立大学法人九州大学就業通則

平成 16 年度九大就規第 1 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 5 年 9 月 29 日
(令和 5 年度九大就規第 14 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 人事
 - 第 1 節 採用（第 5 条—第 6 条）
 - 第 2 節 職種及び職務（第 7 条）
 - 第 3 節 異動（第 8 条—第 11 条）
 - 第 4 節 休職（第 12 条）
 - 第 5 節 退職及び解雇（第 13 条—第 22 条）
- 第 3 章 給与（第 23 条）
- 第 4 章 評価（第 24 条）
- 第 5 章 服務（第 25 条—第 30 条）
- 第 6 章 勤務時間、休日及び休暇等（第 31 条—第 40 条）
- 第 7 章 職員研修（第 41 条—第 42 条）
- 第 8 章 賞罰（第 43 条—第 46 条）
- 第 9 章 安全・衛生（第 47 条—第 53 条）
- 第 10 章 出張（第 54 条—第 55 条）
- 第 11 章 災害補償（第 56 条—第 58 条）
- 第 12 章 退職手当（第 59 条）
- 第 13 章 雜則（第 60 条—第 61 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この通則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この通則において「職員」とは、次に掲げる者で、本学に勤務するすべてのものをいう。

- (1) 教員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) 教務職員
- (5) 技能職員
- (6) 労務職員
- (7) 高度専門職員
- (8) その他総長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者については、期間を定めて雇用し、又は期間を定めて短時間雇用することがある。この場合において、雇用した者の本学における雇用期間は、引き続き 5 年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 第 1 項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「任期法」という。）第 7 条第 1 項に該当する者にあっては 10 年）を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合については、更新することができる。

3 前項ただし書により、2 以上の有期労働契約（期間の定めのある労働契約をいう。）の期間が 5 年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条の 2 第 1 項又は任期法第 7 条第 1 項に該当する者にあっては 10 年）を超えることとなった職員が

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定により期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換の申込みをしたときは、当該職員の労働契約は、無期労働契約に転換する。

（遵守遂行）

第3条 本学及び職員は、ともにこの通則を守り、相協力して、業務の運営に当たらなければならない。

（適用除外）

第4条 管理監督の職務にある者については、この通則に定める勤務時間、休憩、休日、時間外勤務及び休日勤務に関する規定は適用しない。

第2章 人事

第1節 採用

（採用）

第5条 職員の採用は選考による。

2 職員は、採用の際、遅滞なく次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 健康診断書（本学指定の様式）
- (2) 免許証、資格証明書、学業成績証明書及び卒業証明書のうち本学が指示するもの
- (3) その他本学が指示するもの

3 在職中に、前項各号の書類の記載事項のうち氏名及び現住所又は免許証及び資格証明書に異動があった場合は、速やかに、本学に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員（以下「事務・技術系職員」という。）の選考方法については、国立大学法人九州大学事務・技術系職員人事規程（平成16年度九大就規第9号。以下「事務・技術系職員人事規程」という。）で定める。

5 第1項及び第2項に定めるもののほか、高度専門職員の選考方法については、国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程（平成26年度九大就規第25号。以下「高度専門職員人事規程」という。）で定める。

（試用期間）

第6条 新たに職員として採用した者（期間又は任期を定めて採用した者を除く。）については、採用の日から3月間を試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間中に職員とするに不適当と認められた場合は、解雇することがある。

第2節 職種及び職務

（職種及び職務）

第7条 教員の職種及び職務については、国立大学法人九州大学教員人事規則（平成16年度九大就規第2号。以下「教員人事規則」という。）に定めるところによる。

2 事務・技術系職員の職種及び職務については、事務・技術系職員人事規程で定める。

3 高度専門職員の職種については、高度専門職員人事規程で定める。

4 職員はその職務について、原則として、定められた勤務場所へ出勤して行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、職員が自宅又は定められた勤務場所と同等に勤務を行うことが可能な場所において勤務する場合は、国立大学法人九州大学テレワーク規程（令和5年度九大就規第4号）に定めるところによる。

第3節 異動

（昇任及び降任）

第8条 教員の昇任及び降任については、教員人事規則に定めるところによる。

2 事務・技術系職員の昇任及び降任については、事務・技術系職員人事規程で定める。

（配置換）

第9条 職員は、業務上の必要により、配置換を命ぜられることがある。

- 2 職員のうち、第2条第2項又は第3項に該当する者については、当該職員の同意を得た場合に限り配置換を命じることができる。
- 3 前2項の規定により配置換を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 4 前3項に定めるもののほか、教員の配置換については、教員人事規則に定めるところによる。

(出向)

第10条 職員は、業務上の必要により、出向を命ぜられることがある。

- 2 教員の出向については、教員人事規則に定めるところによる。

3 事務・技術系職員の出向については、国立大学法人九州大学事務・技術系職員出向規程（平成16年度九大就規第10号）で定める。

(赴任)

第11条 職員は、異動に伴い住居変更を要するときは、発令の日から7日以内の必要な期間内に新任地へ赴任しなければならない。

第4節 休職

(休職)

第12条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合又は第37条に規定する病気休暇が引き続き90日を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他の本学が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導又は本学が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 科学技術に関する国若しくは行政執行法人と共同して行われる研究又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であり、かつ、その職員の職務に関連があると認められるもので、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合で、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、かつ、本学の職務に従事することができない場合
- (6) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 人事交流協定等に基づき出向する場合
- (8) 労働組合業務に専従する場合
- (9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (10) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

- 2 職員の休職期間、手続等については、国立大学法人九州大学職員休職規程（平成16年度九大就規第11号。以下「休職規程」という。）で定める。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第13条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 第15条に規定する定年前に国立大学法人九州大学職員の早期退職に関する規程（平成25年度九大就規第4号）第8条に規定する認定を受け、退職すべき期日に至った場合
- (4) 期間を定めて雇用され、その期間が満了した場合
- (5) 休職規程第3条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合

- (6) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (7) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (8) その他退職事由が発生した場合

(自己都合による退職手続)

第14条 職員は、自己の都合により退職する場合は、退職を予定する日の少なくとも30日前までに、退職願を提出しなければならない。

(定年)

第15条 職員の定年は、61歳とする。ただし、教員の定年については、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程（平成16年度九大就規第12号）で定める。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 病院長については、前2項の規定を適用しない。

(再雇用)

第16条 退職した者については、再雇用がある。

(解雇)

第17条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇がある。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 勤務実績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがないと認められた場合
 - (3) 精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められた場合
 - (4) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職務を果たし得ないと認められた場合
 - (5) 職員としての地位を維持するのが適当でないと認められた場合
 - (6) 経営環境の悪化により、やむを得ず職員の減員が必要となった場合
 - (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合
- 2 解雇にかかる不服申立てについては、第44条に規定する懲戒にかかる不服申立てと同様の手続による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教員の解雇事由及びその手続については、教員人事規則に定めるところによる。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、事務・技術系職員の解雇事由に関し必要な事項は、事務・技術系職員人事規程で定める。

(解雇制限)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の規定により打切補償を支払い、又は労働者災害保障保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第19条の規定によって打切補償を支払ったとみなされるときは、この限りでない。

- (1) 業務上の負傷又は疾病の療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前の職員が、国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年度九大就規第25号。以下「女性職員保護措置規程」という。）第3条第1項の規定により休業する期間
- (3) 産後の職員が、女性職員保護措置規程第4条第1項の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇预告)

第19条 第17条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合又は試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合は、この限りでない。

(退職後又は解雇後の責務)

第20条 職員は、退職後又は解雇された後も職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(退職後の営利企業への就職制限)

第21条 職員（教員を除く。第3項において同じ。）は、退職後2年間は、その退職前5年間に本学と密接な関係にあった営利企業に就職してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学が承認した場合は、この限りでない。

3 職員の営利企業への就職に関する承認手続等については、国立大学法人九州大学職員の営利企業への就職に関する規程（平成16年度九大就規第13号）で定める。

(職員の営利企業等への就職に係る規制等)

第21条の2 前条に定めるもののほか、職員の営利企業等への就職に係る規制等については、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の4から第50条の8の定めるところによる。

(退職時、解雇時等の証明)

第22条 本学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、使用期間、業務の種類、業務における地位、給与、退職の事由又は解雇の理由についての証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

(1) 退職した場合

(2) 解雇又は解雇を予告された場合

2 前項の証明書には、職員の請求した事項のみを記入する。

第3章 給与

(給与)

第23条 職員の給与については、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号）で定める。

第4章 評価

(勤務評定)

第24条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第5章 服務

(誠実義務)

第25条 職員は、本学の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第26条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、相協力して、その職務を遂行しなければならない。

(2) 職場の内外を問わず、本学の名誉又は信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全體の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5) 本学内で、選挙運動その他の政治的活動及び布教活動をしてはならない。

(6) その他本学の秩序の維持の妨げとなる行為をしてはならない。

(職員の倫理)

第27条 職員は、常に本学の職員であることを自覚し、その倫理を保持しなければならない。

2 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、国立大学法人九州大学倫理規程（平成16年度九大就規第29号）に定めるところによる。

(ハラスメントの防止)

第28条 職員は、ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為（この条において「ハラスメント」という。）をしてはならない。

2 ハラスメントを防止するための措置等については、国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程（平成16年度九大就規第30号）に定めるところによる。

（研究活動における不正行為の防止）

第28条の2 職員は、研究活動における不正行為をしてはならない。

2 研究活動における不正行為を防止するための措置等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号）に定めるところによる。

（障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止等）

第28条の3 職員は、障害者に不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等については、国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（平成27年度九大就規第18号）に定めるところによる。

（兼業の制限）

第29条 職員は、あらかじめ総長の許可を得なければ、兼業をしてはならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項については、国立大学法人九州大学職員兼業規程（平成16年度九大就規第18号）で定める。

（公職の取扱い）

第30条 職員が公職の選挙に立候補したとき、及び当選の告知後は、直ちに、本学に届け出なければならない。

2 国務大臣又は地方公共団体の長に就任したときは、退職するものとする。

3 国會議員又は地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任することにより、業務遂行が困難と判断される場合は、退職するものとする。

第6章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間等）

第31条 職員の所定の勤務時間は、1週間について38時間45分とする。

2 職員の1日の勤務時間は7時間45分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 8時30分

終業時刻 17時15分

休憩時間 12時00分から13時00分まで

3 前項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務の実態等により、別に定める時刻及び時間とすることがある。

4 前2項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務運営の都合により、予告の上、変更することがある。

5 休日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

6 業務の都合により、所定の勤務時間を超えて時間外勤務をさせ、又は休日勤務をさせることがある。

7 前6項に定めるもののほか、職員の勤務時間等に関し必要な事項については、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）で定める。

（1月単位の変形労働時間制）

第32条 職員に1月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において、特定の週に38時間45分を超えて、又は特定の日に7時間45分を超えて勤務させることがある。

2 1月単位の変形労働時間制については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（1年単位の変形労働時間制）

第33条 職員に1月を超える1年以内の一定期間を平均して1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲内において、特定の週に38時間45分を超えて、又は特定の日に7時間45分を超えて勤務させことがある。

- 2 1年単位の変形労働時間制については、勤務時間、休暇等規程で定める。
(フレックスタイム制)

第34条 1月以内の一定期間における総勤務時間をあらかじめ定めておき、その範囲内で職員に始業及び終業の時刻の決定を委ねて勤務させことがある。

- 2 フレックスタイム制については、勤務時間、休暇等規程で定める。
(専門業務型裁量労働制)

第35条 特定の専門業務の性質上、その業務の遂行手段及び時間配分を職員の裁量に委ね、実際の勤務時間にかかわらず、所定の勤務時間数を勤務したものとみなして勤務させることがある。

- 2 専門業務型裁量労働制については、勤務時間、休暇等規程で定める。
(年次有給休暇)

第36条 職員は、1年（1月1日から12月31日まで）につき20日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、当該年の中途で新たに採用された職員又は当該年の中途で雇用期間が満了し退職することとなる職員は、当該年の在職期間に応じた年次有給休暇を受けることができる。

- 2 年次有給休暇の取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

(病気休暇)

第37条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、病気休暇を受けることができる。

- 2 病気休暇の取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。
(特別休暇)

第38条 職員は、冠婚葬祭等につき、特別休暇を受けることができる。

- 2 特別休暇の種類、取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

(リフレッシュ休暇)

第38条の2 職員は、長期勤続の節目につき、心身のリフレッシュを図るため、リフレッシュ休暇を受けることができる。

- 2 リフレッシュ休暇の取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

(育児休業等)

第39条 職員は、子を養育するために、育児休業、1日の勤務時間の一部について勤務しないことその他子の養育を容易にする措置（次項において「育児休業等」という。）を申し出ることができる。

- 2 育児休業等の対象者、手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員育児・介護休業規程（平成16年度九大就規第20号。次条第2項において「育児・介護休業規程」という。）で定める。

- 3 育児休業の適用を受ける者の業務を処理するため、期間を定めた雇用を行うことがある。

(介護休業等)

第40条 職員の家族で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護をする者がいる場合は、介護休業、1日の勤務時間の一部について勤務しないことその他介護を容易にする措置（次項において「介護休業等」という。）を申し出ることができる。

- 2 介護休業等の対象者、期間、手続その他の必要な事項については、育児・介護休業規程で定める。

(自己啓発等休業)

第40条の2 職員は、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業（次項において「自己啓発等休業」という。）を申請することができる。

2 自己啓発等休業の対象者、手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員自己啓発等休業規程（平成21年度九大就規第31号）で定める。

（配偶者同行休業）

第40条の3 職員は、外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその職員の配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業（次項において「配偶者同行休業」という。）を申請することができる。

2 配偶者同行休業の対象者、手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員配偶者同行休業規程で定める。

第7章 職員研修

（教員の研修）

第41条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教員の研修については、教員人事規則に定めるところによる。

（事務・技術系職員の研修）

第42条 事務・技術系職員には、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修を命ずることがある。

2 本学は、事務・技術系職員の研修機会の提供に努めるものとする。

（高度専門職員の研修）

第42条の2 高度専門職員は、その職責を遂行するために、業務に関する必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

2 高度専門職員の研修については、高度専門職員人事規程に定めるところによる。

第8章 賞罰

（表彰）

第43条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。ただし、教員及び高度専門職員については、第3号の規定を適用しない。

(1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合

(2) 業務上特に顕著な功績があった場合

(3) 永年勤続し、勤務成績が良好な場合

(4) その他表彰に値する場合

2 職員の表彰については、国立大学法人九州大学職員表彰規程（平成16年度九大就規第21号）で定める。

（懲戒）

第44条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項の区分により懲戒処分を行うことがある。

(1) この通則又は就業に関する諸規則及び諸規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反した場合

(3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(4) 正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合

(5) 刑事法上の重大な犯罪に該当する行為があった場合

(6) 重大な経歴詐称をした場合

(7) 本学の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合

(8) その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 懲戒の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 懲戒解雇 即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。

- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - (4) 減給 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。ただし、その額は1回の事案につき平均賃金の1日分の半額を限度とし、また、一給与支払期において複数の事案について減額する場合の総額は、当該給与支払期における給与総額の10分の1を限度とする。
 - (5) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
- 3 職員が懲戒事由に該当する行為をした場合、第1項に定める懲戒処分を行うと決定されるまでの間、自宅謹慎を命ずることがある。この場合においては、労基法第26条に定める休業手当を支給する。
- 4 懲戒の手続、不服申立てその他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員懲戒等規程（平成16年度九大就規第22号。次条第2項において「懲戒等規程」という。）で定める。
- 5 前項に定めるもののほか、教員の懲戒の手続等については、教員人事規則に定めるところによる。
- （訓告等）
- 第45条 前条の懲戒処分に至らない場合についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書等により訓告又は厳重注意（以下「訓告等」という。）を行うことがある。
- 2 前項に規定する訓告等の手続その他の必要な事項については、懲戒等規程で定める。
（損害賠償）
- 第46条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、前2条の規定による懲戒又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償せざることがある。
- 第9章 安全・衛生
（協力義務）
- 第47条 職員は、安全・衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令のほか、本学の指示を守るとともに、本学が行う措置に協力しなければならない。
- （安全・衛生管理）
- 第48条 本学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。
- 2 職員の安全・衛生管理については、国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号）で定める。
（安全・衛生教育）
- 第49条 職員は、本学が行う安全・衛生に関する教育を受けなければならない。
（非常災害時の措置）
- 第50条 職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又はその発生の恐れがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに緊急時の連絡体制に従って連絡し、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるよう努めなければならない。
（安全・衛生に関する遵守事項）
- 第51条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 安全・衛生について、本学の命令、指示等を守り、実行すること。
 - (2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
 - (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸設備の適正な使用に努めること。
- （健康診断）
- 第52条 本学は、職員に対して、毎年定期に健康診断を行う。
- 2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時にこれを行うことがある。
3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。
4 本学は、健康診断の結果に基づき必要と認める場合には、職員に対して、就業の禁止、

勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

(受診命令等)

第52条の2 本学は、職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員に対して、医師（大学が必要と認めるときは、大学が指定する医師。以下この条において同じ。）への受診を命じることができる。

(1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況、健康診断の結果等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合

(2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認める場合

(3) 疾病等により長期にわたり勤務しない者が職務に復帰しようとする場合であって、特に必要と認めるとき

(4) その他職員の心身の健康に係る安全配慮が必要と認める場合

2 前項の規定による受診を命ぜられた職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。

3 本学は、前項の診断書の提出を受けた場合であって、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。

(女性職員の保護)

第53条 女性職員は、産前産後等につき、保護措置を受けることができる。

2 女性職員の保護措置に係る事項については、女性職員保護措置規程で定める。

第10章 出張

(出張)

第54条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由なく出張命令を拒むことはできない。

3 出張が終了したときは、その結果を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第55条 前条の出張に要する旅費に関する手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学旅費規程（平成16年度九大就規第57号）に定めるところによる。

第11章 災害補償

(業務災害)

第56条 職員の業務上の災害に係る災害補償及び保険給付については、労基法第8章及び労災保険法の定めるところによる。

(通勤災害)

第57条 職員の通勤途上における災害に係る保険給付については、労災保険法の定めるところによる。

(労災保険法に規定する給付以外の給付)

第58条 職員又はその遺族が、労災保険法に規定する次の各号に掲げる保険給付のいずれかを受ける場合は、前2条に規定する給付以外に障害特別援護金又は遺族特別援護金の給付を行う。

(1) 障害補償給付

(2) 障害給付

(3) 遺族補償給付（遺族補償年金又は遺族補償一時金をいう。）

(4) 遺族給付（遺族年金又は遺族一時金をいう。）

2 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤途上の負傷若しくは疾病による療養のため休業する場合において、休業開始日から3日間につき給与を受けないときは、受けないことにつき平均賃金の100分の80を休業給付及び休業特別支給金として支給する。

3 前2項の手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員災害補償規程（平成16年度九大就規第24号）で定める。

第12章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当については、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成16年度九大就規第27号）で定める。

第13章 雜則

（期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い）

第60条 第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱いで、この通則の規定を適用しない事項については別表1のとおりとし、この通則の規定を適用せず、他の規則において定める事項については別表2のとおりとする。

（無期労働契約に転換した者の取扱い）

第61条 第2条第3項の規定により無期労働契約に転換した者の取扱いで、この通則の規定を適用しない事項については別表3のとおりとし、この通則の規定を適用せず、他の規則において定める事項については別表4のとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大就規第42号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第1号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第3号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第24号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第7号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第4号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大就規第2号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大就規第6号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から全学教育科目を履修する学生が在学しなくなるまでの間におけるこの規則による改正後の国立大学法人九州大学就業通則（以下「新規則」という。）

別表1の規定の適用については、同表中「基幹教育科目（語学を含む。）」とあるのは、「基幹教育科目（語学を含む。）、全学教育科目（語学を含む。）」とする。

3 新規則第2条第2項の規定は、平成25年4月1日以後の日を初日とする期間の定め

のある労働契約について適用し、平成25年3月31日以前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第3項に規定する2以上の有期労働契約の期間には算入しない。

附 則（平成26年度九大就規第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大就規第1号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大就規第3号）

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

2 平成27年11月30日から引き続き在職し、現にこの規則による改正前の国立大学法人九州大学就業規則（平成16年度九大就規第1号）の適用を受けている特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員並びにテニュアトラック制教員（以下「特定プロジェクト教員等」という。）については、特定プロジェクト教員等として引き続き在職する間、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大就規第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第5号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第5号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第19号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第31号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第16号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第1号）

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第14号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表1（第60条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員（期間を定めて雇用される教員をいう。ただし、教員（年俸制）（期間を定めて雇用され、年俸により給与が決定される教員をいう。以下同じ。）及び特定有期教員（期間を定めて雇用され、本学が特に認める業務に従事する教員で、全学管理教員（期間を定めて雇用され、全学的な対応が必要なものとして本学が認める業務に従事する者をいう。以下同じ。）、特定プロジェクト教員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、特定の目的のための教育研究の業務に従事する者をいう。以下同じ。）、寄附講座教員及び寄附研究部門教員（当該寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附金により期間を定めて雇用される者をいう。以下同じ。）、共同研究部門教員（当該共同研究部門に係る研究経費により期間を定めて雇用される者をいう。以下同じ。）、卓越研究員制教員（期間を定めて雇用され、卓越研究員制教員育成計画に基づく教育研究業務に従事する者をいう。以下同じ。）並びに稻盛フロンティアプログラム教員（期間を定めて雇用され、稻盛フロンティアプログラムに基づく教育研究業務に従事する者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）	第8条（昇任及び降任） 第11条（赴任） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業）
教員（年俸制）	第15条（定年） 第16条（再雇用） 第39条第3項（育児休業等） 第59条（退職手当）
特定有期教員	第8条（昇任及び降任） 第11条（赴任） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
特定有期病院医療職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、病院における医療技術に関する業務又は看護業務に従事する技術職員をいう。以下同じ。）、特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により	第5条第4項（採用） 第8条（昇任及び降任） 第9条第2項（配置換） 第10条（出向） 第11条（赴任）

期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する事務職員及び技術職員をいう。以下同じ。)	第15条（定年） 第16条（再雇用） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
高度専門職員	第8条（昇任及び降任） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
再雇用職員（定年退職者等で、再雇用されるものをいう。以下同じ。）	第5条（採用） 第10条（出向） 第12条（休職） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
職域限定職員	第4条（適用除外） 第8条（昇任及び降任） 第9条第2項（配置換） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第15条（定年） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第37条（病気休暇）

	第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
有期契約職員（雇用期間を定め、1日の所定の勤務時間が7時間45分、1週間の所定の勤務時間が38時間45分で雇用される者をいう。ただし、有期教員、教員（年俸制）、特定有期教員、特定有期事務・技術系職員、高度専門職員及び再雇用職員を除く。以下同じ。）	第4条（適用除外） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第37条（病気休暇） 第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
パートタイム職員（雇用期間を定め、1週間の所定の勤務時間が38時間45分未満の範囲内で雇用される者をいう。ただし、特定有期事務・技術系職員及び再雇用職員を除く。以下同じ。）	第4条（適用除外） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第37条（病気休暇） 第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）

別表2（第60条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について 別に定める規則名及び条項
有期教員	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告）	有期教員就業規則第4条 有期教員就業規則第8条 教員人事規則第6条 有期教員就業規則第10条 有期教員就業規則第11条
教員（年俸制）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与）	教員（年俸制）就業規則第5条 教員（年俸制）就業規則第10条 教員人事規則第6条 教員（年俸制）就業規則第12条 教員（年俸制）就業規則第13条 教員（年俸制）給与規程第8条
全学管理教員	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告）	特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 教員人事規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条
特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員、卓越研究員制教員並びに稻盛フロンティアプログラム教員	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与）	特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 教員人事規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第7条
特定有期病院医療職員及び特定有期プロジェクト支援職員	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第43条第1項（表彰）	特定有期事務・技術系職員就業規則第6条 特定有期事務・技術系職員就業規則第11条 特定有期事務・技術系職員就業規則第12条 特定有期事務・技術系職員就業規則第13条 特定有期事務・技術系職員就業規則第14条 特定有期事務・技術系職員就業規則第16条
高度専門職員	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告）	高度専門職員就業規則第5条 高度専門職員就業規則第10条 高度専門職員就業規則第11条 高度専門職員就業規則第12条 高度専門職員就業規則第13条

	第23条（給与）	高度専門職員就業規則第4条
再雇用職員	第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与） 第31条（勤務時間等） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰）	再雇用職員就業規則第6条 再雇用職員就業規則第7条 再雇用職員就業規則第8条 再雇用職員就業規則第9条 再雇用職員就業規則第10条 再雇用職員就業規則第11条 再雇用職員就業規則第12条 再雇用職員就業規則第13条
職域限定職員	第5条第4項（採用） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与） 第31条（勤務時間等） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰）	職域限定職員就業規則第3条 職域限定職員就業規則第7条 職域限定職員就業規則第8条 職域限定職員就業規則第9条 職域限定職員就業規則第10条 職域限定職員就業規則第11条 職域限定職員就業規則第12条 職域限定職員就業規則第13条 職域限定職員就業規則第15条
有期契約職員	第10条（出向） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰） 第44条第2項（懲戒）	有期契約職員就業規則第3条の2 有期契約職員就業規則第4条 有期契約職員就業規則第5条 有期契約職員就業規則第6条 有期契約職員就業規則第7条 有期契約職員就業規則第8条 有期契約職員就業規則第10条 有期契約職員就業規則第12条 有期契約職員就業規則第16条
パートタイム職員	第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第18条（解雇制限） 第19条（解雇予告） 第23条（給与） 第31条（勤務時間等） 第36条（年次有給休暇） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第43条第1項（表彰） 第44条第2項（懲戒） 第54条第1項（出張）	パートタイム職員就業規則第4条 パートタイム職員就業規則第5条 パートタイム職員就業規則第6条 パートタイム職員就業規則第7条 パートタイム職員就業規則第8条 パートタイム職員就業規則第9条 パートタイム職員就業規則第10条 パートタイム職員就業規則第11条の2 パートタイム職員就業規則第12条 パートタイム職員就業規則第16条 パートタイム職員就業規則第17条

別表3（第61条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「有期教員（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第8条（昇任及び降任） 第11条（赴任） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業）
教員（年俸制）であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「教員（年俸制）（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第16条（再雇用） 第39条第3項（育児休業等） 第59条（退職手当）
特定有期教員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「特定有期教員（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第8条（昇任及び降任） 第11条（赴任） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
特定有期病院医療職員、特定有期プロジェクト支援職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「特定有期病院医療職員（無期転換者）」及び「特定有期プロジェクト支援職員（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第8条（昇任及び降任） 第9条第2項（配置換） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
高度専門職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「高度専門職員（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第8条（昇任及び降任） 第10条（出向）

	第11条（赴任） 第16条（再雇用） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
再雇用職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「再雇用職員（無期転換者）」という。）	第5条（採用） 第6条（試用期間） 第10条（出向） 第12条（休職） 第15条（定年） 第16条（再雇用） 第24条（勤務評定） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第38条の2（リフレッシュ休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
職域限定職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「職域限定職員（無期転換者）」という。）	第4条（適用除外） 第5条（採用） 第6条（試用期間） 第8条（昇任及び降任） 第9条第2項（配置換） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第37条（病気休暇） 第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
有期契約職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「有期契約職員（無期転換者）」という。）	第4条（適用除外） 第5条（採用） 第6条（試用期間） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第21条（退職後の営利企業への就職制限）

	第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第37条（病気休暇） 第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）
パートタイム職員であった者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となった者（以下「パートタイム職員（無期転換者）」といふ。）	第4条（適用除外） 第5条（採用） 第6条（試用期間） 第10条（出向） 第11条（赴任） 第12条（休職） 第16条（再雇用） 第21条（退職後の営利企業への就職制限） 第24条（勤務評定） 第29条（兼業の制限） 第32条（1月単位の変形労働時間制） 第33条（1年単位の変形労働時間制） 第34条（フレックスタイム制） 第35条（専門業務型裁量労働制） 第37条（病気休暇） 第38条（特別休暇） 第39条第3項（育児休業等） 第40条の2（自己啓発等休業） 第40条の3（配偶者同行休業） 第59条（退職手当）

別表4（第61条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について 別に定める規則名及び条項
有期教員（無期転換者）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇）	有期教員（無期転換者）就業規則第4条 有期教員（無期転換者）就業規則第3条 教員人事規則第6条
教員（年俸制）（無期転換者）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第23条（給与）	教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第5条 教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第3条 教員人事規則第6条 教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第4条
全学管理教員であつた者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となつた者	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇）	特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条 特定有期教員（無期転換者）就業規則第4条 教員人事規則第6条
特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員、卓越研究員制教員並びに稻盛フロンティアプログラム教員であつた者のうち、第2条第3項の規定により無期労働契約となつた者	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第17条第1項（解雇） 第23条（給与）	特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条 特定有期教員（無期転換者）就業規則第4条 教員人事規則第6条 特定有期教員（無期転換者）就業規則第7条
特定有期病院医療職員（無期転換者）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第43条第1項（表彰）	特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第4条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条
特定有期プロジェクト支援職員（無期転換者）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第43条第1項（表彰）	特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第4条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条

高度専門職員（無期転換者）	第12条第1項（休職） 第13条（退職） 第23条（給与）	高度専門職員（無期転換者）就業規則第5条 高度専門職員（無期転換者）就業規則第3条 高度専門職員（無期転換者）就業規則第4条
再雇用職員（無期転換者）	第13条（退職） 第23条（給与） 第31条（勤務時間等） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰）	再雇用職員（無期転換者）就業規則第3条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第4条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条
職域限定職員（無期転換者）	第13条（退職） 第23条（給与） 第31条（勤務時間等） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰）	職域限定職員（無期転換者）就業規則第4条 職域限定職員（無期転換者）就業規則第5条 職域限定職員（無期転換者）就業規則第6条 職域限定職員（無期転換者）就業規則第6条 職域限定職員（無期転換者）就業規則第6条
有期契約職員（無期転換者）	第10条（出向） 第13条（退職） 第15条（定年） 第23条（給与） 第36条（年次有給休暇） 第43条第1項（表彰） 第44条第2項（懲戒）	有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第3条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第4条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第5条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条
パートタイム職員（無期転換者）	第13条（退職） 第15条（定年）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第3条 パートタイム職員（無期転換者）就業規則第4条

	第23条（給与）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第5条
	第31条（勤務時間等）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
	第36条（年次有給休暇）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
	第38条の2（リフレッシュ休暇）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
	第43条第1項（表彰）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
	第44条第2項（懲戒）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
	第54条第1項（出張）	パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条